

佐世保市監査委員公表第34号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

土木部 分

令和8年1月22日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子



7 土 政 第 4 0 4 号
令和 8 年 1 月 2 0 日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様
佐世保市監査委員 井上 友子 様

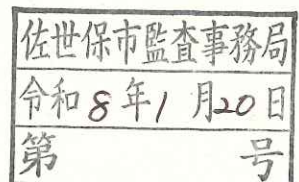
佐世保市長 宮島 大典



監査結果に対する措置について（通知）

令和 7 年 1 2 月 1 0 日付、佐世保市監査委員報告第 2 6 号で提出された監査結果報告について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

以 上



措置通知書

土木部 土木政策課

報告を受けた事項	措置状況
1. 契約事務 ① ネットワーク対応HDD (NAS) データ復旧業務委託において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第32条第2項で「発注課は、…再委託申請書（様式3-1）により申請させなければならない。」、同条第3項で「発注課は、再委託申請書（様式3-1）を受理後、内容を審査し、やむを得ないと判断した場合はこれを承認するものとし、再委託認定書（様式3-2）により受注者へ通知するものとする。」と規定されているにもかかわらず、再委託に係る手続きを行わずに、第三者に業務の一部を請け負わせていた。 ② 市内一円路面清掃（機械）業務委託単価契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第6条第7項で「市内業者以外の者を指名するときは、別紙「市内業者以外の者を選定する理由書」（様式1）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式1を作成せず業者選定伺いに添付していなかった。	基幹要綱の認識不足により、再委託に係る手続きを行わないまま、第三者が業務の一部を行っていたものです。 今回の指摘を受け、当該申請について、受注者から提出を受け、内容を審査したうえで、令和7年10月10日に再委託認定書を通知しました。 今後は、同じ誤りを繰り返さないよう、課内職員で当該基幹要綱の再確認を行い、受注者が決定次第、再委託がないか受注者に確認するよう周知徹底いたしました。 同業務の入札に係る業者の指名については、従来より「市内一円路面清掃（機械）業務委託の入札にかかる取扱い要領」を作成し、公募により入札参加者を募り指名していたため、基幹要綱第6条第7項は該当しないとの誤った認識により事務処理を行っていたものです。 今回の指摘を受け、市内業者以外を指名するときは、様式1の作成が必須であることを課内職員で再確認し、適正な契約事務を行うよう周知徹底いたしました。

措置通知書

土木部 土木政策課

報告を受けた事項	措置状況
③ 東部土地区画1号線外10線街路樹剪定等維持管理業務委託契約において、佐世保市財務規則第144条第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当しないにもかかわらず、契約保証金を免除していた。	提出された契約保証金免除申請書の確認不足及び「財務規則事務取扱要領」の誤認識により、免除規定に該当しないにもかかわらず、契約保証金を免除していたものです。 今回の指摘を受け、令和7年10月17日に契約保証金の納付を受けました。 今後は、同じ誤りを繰り返さないよう、課内職員で「佐世保市財務規則事務取扱要領」を再確認し、適正に契約事務を行うよう周知徹底しました。

措置通知書

土木部 土木政策課

報告を受けた事項	措置状況
2. 財産管理事務 ① 公印台帳（副本）において、佐世保市公印規則第12条第2項で「監守者は… 公印台帳の副本を作製し、常に整理しておかなければならない。」と規定されているにもかかわらず、公印台帳の副本を作製していなかった。 ② 備品において、佐世保市物品会計規則第23条第1項で「物品管理者は、… 注意をもって管理しなければならない。」、同条第2項で「物品管理者は、…その用途、使用状況等を随時に点検しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、現品と備品台帳が照合できず適切な管理及び点検をしていなかった。	公印規則の認識不足により、土木専用市長印に係る公印台帳の副本を作製していなかったものです。 今回の指摘を受け、令和7年10月15日に公印台帳の副本を作製するとともに、公印監守者及び取扱責任者で公印規則を再確認し、同じ誤りを繰り返さないよう、周知徹底しました。 当該備品は、主に大雨等の災害時に使用しており、通常は会議室に保管していたことから、貸し出し後に返却されていないことに気づかず、今回の定期監査により、その所在が不明となっていることを把握したものです。 備品の貸し出しについては、貸出簿を作製するとともに、今後は、規則第30条の毎会計年度末日現在における現在高との照合を必ず行うよう、適正な財産管理事務について、令和7年11月21日に開催した部内の課長会を通じて周知徹底いたしました。 なお、当該事案については、「佐世保市物品会計規則」第29条第3項の規定により、令和8年1月20日に市長及び会計管理者へ報告を行いました。

措置通知書

土木部 土木管理課

報告を受けた事項	措 置 状 況
1. 収入事務 ① 雑入（郵送料）の調定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「… 税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に關すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていなかった。 ② 領収書綴において、佐世保市財務規則第77条第1項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いを整理していないものがあつた。	佐世保市事務処理規程第7条第6号の認識不足により、部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、課長決裁までで事務処理をしていたものです。 今回の指摘を受け、令和7年10月10日に部長決裁を受けました。 今後、適正な事務処理を行うように、職員に周知徹底しました。決裁ラインの管理職についても認識を改め再発防止に努めます。また、郵送料歳入調定専用の伺いばさみ（通常使用している伺いばさみに「郵便料用」と記載した伺いばさみ）を作成し、その伺いばさみに注意喚起の文言「部長決裁」を記載しました。 佐世保市財務規則第77条第1項の規定の認識不足により、未使用の領収書綴について受払簿に記載していなかったものです。 今回の指摘を受け、令和7年10月10日に領収書綴受払簿に記載しました。 今後、適正な事務処理を行うように、職員に周知徹底しました。また、領収書綴受払簿のファイルに注意喚起の文言「総務課より領収書を受領した際は、受払簿へ記載すること！」を記載しました。

措置通知書

土木部 土木管理課

報告を受けた事項	措置状況
1. 契約事務 ① 警報時のダム管理業務委託契約ほかにおいて、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第4項で「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」（様式2）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式2を作成せず業者選定伺いに添付していなかった。 ② 市道等に係る公共嘱託登記業務（継続1）委託単価契約において、佐世保市文書規程第18条で「…契約…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案文書について、総務課長の審査を受けていなかった。	佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第4項の認識不足により、様式2を作成せず事務処理を実施していたものです。 今回の指摘を受け、令和7年10月10日に様式2を作成し、当該業務の契約書ファイルに綴りました。 今後、適正な事務処理を行うように、職員に周知徹底しました。決裁ラインの管理職についても認識を改め再発防止に努めます。 佐世保市文書規程第18条の認識不足により、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案にもかかわらず、総務課長の審査を受けていなかったものです。 総務課長の審査を受けていなかった件については、令和7年10月9日に総務課へ報告を行いました。 今後、適正な事務処理を行うように、職員に周知徹底しました。決裁ラインの管理職についても認識を改め再発防止に努めます。

措置通知書

土木部 東部工事事務所

報告を受けた事項	措置状況
1. 支出事務 ① 里道及び公衆用道路事業交付金において、佐世保市文書規程第18条で「…指令…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している指令に関する起案文書について、総務課長の審査を受けていなかった。	里道及び公衆用道路事業交付に係る指令書様式については、審査対象外指定文書第237号の様式を使用し、その内容を一部変更していたため、総務課長の審査を要するものですが、課名等の軽微な修正であっても審査対象外指定文書の変改が必要であるとの認識が不足していたことにより、総務課長の審査を受けることなく、指令書を発出していたものです。 総務課長の審査を受けていなかった件については、令和7年10月22日に総務課へ報告を行いました。 今回の指摘を受け、令和7年11月25日に東部工事事務所内で周知を行ない、文書規程及び当里道及び公衆用道路事業交付金交付要綱を再認識しました。 また、指令書様式については、令和7年11月21日に審査対象外文書の指定を受けました。

措置通知書

土木部 道路維持課

報告を受けた事項	措 置 状 況
1. 支出事務 ① 里道及び公衆用道路事業交付金において、佐世保市文書規程第18条で「…指令…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している指令に関する起案文書について、総務課長の審査を受けていなかった。	里道及び公衆用道路事業交付に係る指令書様式については、審査対象外指定文書第237号の様式を使用し、その内容を一部変更していたため、総務課長の審査を要するものですが、課名等の軽微な修正であっても審査対象外指定文書の変改が必要であるとの認識が不足していたことにより、総務課長の審査を受けることなく、指令書を発出していたものです。 総務課長の審査を受けていなかった件については、令和7年10月22日に総務課へ報告を行いました。 今回の指摘を受け、令和7年11月25日に道路維持課内で周知を行ない、文書規程及び当里道及び公衆用道路事業交付金交付要綱を再認識しました。 また、指令書様式については、令和7年11月21日に審査対象外文書の指定を受けました。